

やまがた農商工連携ファンド事業採択状況 (H30.4.1現在)

		農 商 工 連 携 事 業				農商工連携 支援事業
		①海外展開	②ニューツーリズム	③商品開発	計	
H21年度	件数	2件	3件	5件	10件	3件
	採択金額	5,800千円	9,000千円	10,811千円	25,611千円	4,500千円
H22年度	件数	2件	—	8件	10件	2件
	採択金額	6,000千円	—	18,841千円	24,841千円	4,000千円
H23年度	件数	—	—	12件	12件	2件
	採択金額	—	—	28,608千円	28,608千円	4,000千円
H24年度	件数	1件	—	11件	12件	2件
	採択金額	3,000千円	—	24,472千円	27,472千円	4,000千円
H25年度	件数	1件	1件	12件	14件	2件
	採択金額	3,000千円	3,000千円	20,718千円	26,718千円	4,000千円
H26年度	件数	2件	1件	11件	14件	4件
	採択金額	6,000千円	3,000千円	25,597千円	34,597千円	7,989千円
H27年度	件数	5件	—	16件	21件	6件
	採択金額	15,000千円	—	27,309千円	42,309千円	12,000千円
H28年度	件数	2件	—	13件	15件	2件
	採択金額	6,000千円	—	27,815千円	33,815千円	4,000千円
H29年度	件数	2件	—	7件	9件	2件
	採択金額	6,000千円	—	12,294千円	18,294千円	4,000千円
合計	件数	17件	5件	95件	117件	25件
	採択金額	50,800千円	15,000千円	196,465千円	262,265千円	48,489千円

助成金に関する各種窓口

【助成金に関する相談窓口・公募要領配付窓口】

- 公益財団法人やまがた農業支援センター 6次産業化推進課（6次産業化センター）
〒990-0041 山形市緑町1-9-30 緑町会館3階 TEL 023-673-9888 FAX 023-612-7115
- 山形県農林水産部6次産業推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL 023-630-3192 FAX 023-630-2431
- 山形県商工労働部商業・県産品振興課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL 023-630-2498 FAX 023-630-3371

【公募要領配付窓口】

- 村山総合支庁産業経済部地域産業経済課
〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8432 FAX 023-621-8437
- 最上総合支庁産業経済部地域産業経済課
〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1307 FAX 0233-23-2628
- 置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課
〒992-0012 米沢市金池7-1-50 TEL 0238-26-6045 FAX 0238-26-6047
- 庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課
〒997-1392 三川町大字横山字袖東19-1 TEL 0235-66-5485 FAX 0235-66-4953

公募要領の入手方法

上記窓口で配付しているほか、当センターのホームページから公募要領及び応募様式がダウンロードできます。

☆「やまがた農商工連携ファンド」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構、山形県及び県内金融機関、農協等からの貸付金を主な原資として公益財団法人やまがた農業支援センターに創設した基金で、この運用益を活用して助成事業を実施しております。

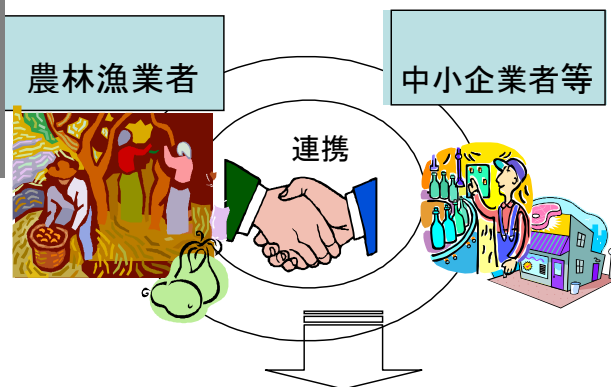
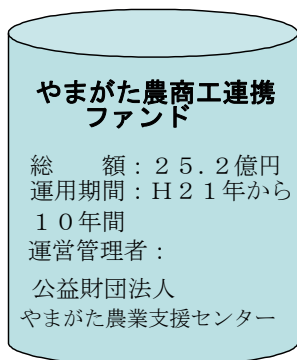
農林漁業者・中小企業者等の皆様へ

平成30年度 募集

まずは
御相談を！

やまがた農商工連携ファンド事業のご案内

『やまがた農商工連携ファンド
は、農林漁業者と中小企業者等の
連携による、新たな事業展開を
支援します！！』



農林漁業者と中小企業者等の
強みを活かした
新たな事業展開へチャレンジ

助成制度の概要

1 農林漁業者と中小企業者、又は農林漁業者と NPO 法人、農事組合法人等との連携体が行う取組に対し助成します

①海外展開等支援

海外展開を視野に入れ、輸出相手国のニーズに合わせた新商品開発や既存商品の改良、海外展開のための展示会の出展等の取組を支援します。

②ニューツーリズム展開支援

長年地域に受け継がれている郷土料理をはじめ、農林漁業体験、農山漁村における暮らしの体験など、本県の農林水産資源を活かした着地型旅行商品の企画、開発に向けた取組に対して支援します。

③新商品・新サービス開発等支援

県産農産物を活用した、新商品、新サービス、新技術（生産技術等）の開発に対して支援します。

2 農林漁業者と中小企業者との連携体を支援する方が行う次の取組に対し助成します

地域の農林漁業者と中小企業者との連携体が、農林水産資源を活用した新商品開発や観光サービスの開発等地域活性化を図る取組を支援する事業を支援します。

問合せ先

公益財団法人 やまがた農業支援センター 6次産業化推進課
(山形6次産業化サポートセンター)

〒990-0041 山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館3階

電話：023-673-9888 (直通) / F A X 023-612-7115

ホームページ <http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp>

助成金交付事業一覧表

事業区分	助成率	助成限度額	助成期間	助成対象経費	
				経費区分	内 容
農商工連携事業	2/3 以内	3,000 千円 / 1事業計 画	1年 以内	謝金	講師・外部専門家謝金
				旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
				事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、改良費（原材料費、デザイン料、外注加工費）
				謝金	講師・外部専門家謝金
				旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
				事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、研修費、モニターツアー経費（宿泊及び飲食代を除く）
				謝金	講師・外部専門家謝金
				旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
				事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、翻訳料、産業財産権導入費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料、研修費、原材料費、機械装置・工具備品費、デザイン料、試作費、設計費、外注加工費
農商工連携 支援 事業	10/ 10 以内	2,000 千円 / 1事業計 画	1年 以内	謝金	講師・外部専門家謝金
				旅費	講師・外部専門家旅費、職員旅費
				事業費	会議費、会場設営運営費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析・調査費、広告宣伝費、消耗品費、機器借上料、雑役務費、委託費、展示会等出展経費、保険料

助成金交付事業の対象事業者

■農商工連携事業

- 県内で生産活動を行っている農林漁業者と県内において創業する、又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体
- 県内で生産活動を行っている農林漁業者と県内において創業する、又は県内に主たる事務所・事業所を有する NPO 法人、農事組合法人等の中小企業者以外のものとの連携体

■農商工連携支援事業

県内で生産活動を行っている農林漁業者及び県内において創業する者又は県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者との連携体を支援する事業を行う農商工連携支援機関

スケジュール

5月7日（月）～ 5月18日（金）	応募に関する相談受付	事業者→センター
----------------------	------------	----------

5月21日(月)～ 6月29日(金) 必着	事業計画応募・受付	事業者 → センター
7月2日～8月10日	事業計画に関する照会、ヒアリング等の実施	センター → 事業者
9月上旬	審査会	
9月下旬	審査結果の通知	センター → 助成事業者
9月下旬	助成金交付申請	助成事業者 → センター
10月1日(予定)	交付決定通知	センター → 助成事業者

Q & A

Q：応募ができる「農林漁業者」を具体的に教えてください。

A：農林漁業者とは、農業、林業又は漁業を営む個人、法人です。

また、これら農林漁業を営む方が組織する団体も農林漁業を営む方として計画の申請ができます。具体的には、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等や集落営農組織等の任意団体です。

Q：応募ができる「中小企業者」を具体的に教えてください。

A：業種分類ごと定められた資本金又は従業員数の要件を満たす個人、法人が申請できます。要件は公募要領に記しておりますのでご確認ください。

ただし、農林漁業者と違い、任意団体は申請できないことにご留意ください。

Q：応募ができる「NPO 法人」「農事組合法人等」を具体的に教えてください。

A：NPO 法人とは、特定非営利法人です。

農事組合法人等とは、農協、農事組合法人、森林組合、漁協等です。

Q：農産物の生産も、その農産物の加工・製造（食料品製造業）も行っている場合は、農業者、中小企業者のどちらになるのでしょうか？

A：農業生産と食品製造の両方の事業を行っている場合は、農業者、中小企業者のどちらの立場でも計画を申請することができます。

この場合、申請する事業計画の中で、誰と連携するのか（農業者？ それとも中小企業者？）、どのような新商品を開発し、そのためにどの事業部門の経営資源を活用するのか（生産部門？ それとも加工・製造部門？）など、計画の内容により、農業者として申請するのか、中小企業者として申請するのか判断していくこととなります。

Q：助成を受けられる事業は、どうやって決まりますか？

A：事業計画書を公募し、公益財団法人やまがた農業支援センターが設置する「助成事業審査委員会」で審査し決定します。

Q：他の補助金等と併せて利用することはできますか？

A：国、県や公益法人等の他の補助金の交付を受ける事業には使うことはできません。ただし、市町村等がこの助成事業に係る助成事業者の負担軽減のために補助するものとは併せて利用することができます。なお、他の補助金等に申請中又は申請予定の場合は、その旨を事業計画書に明記してください。

Q：事業期間はどのくらいまで可能ですか？

A：農商工連携事業については、交付決定から1年以内となっております。

なお、1年以内の事業計画の場合でも、年度をまたいで12ヶ月間事業を行うことができます。

Q：助成限度額と助成率を教えてください？

A：農商工連携事業については、1事業計画あたり300万円が上限で、助成率は2/3以内です。そのため、3年間の事業計画の場合、3年間の助成希望額の合計が300万円となりますので御留意ください（3年間、毎年300万円の助成が受けられるわけではありません）。農商工連携支援事業については、1事業計画あたり200万円が上限で、助成率は10/10以内です。1年間の助成希望額が200万円となります。

Q：助成事業として採択されたら、助成金はいつもらえますか？

A：事業完了後に支払います。そのため、それまでの資金手当てが必要となりますので御留意ください。

その他留意事項

- 事業内容や助成対象経費の適否等について確認が必要な場合がありますので、必ず、事業計画書等申請書類の提出前に早めにセンターに相談してください。
- 詳細は公募要領に記載しております。応募の検討に当たっては、必ず公募要領を確認のうえ、書類の書き方等、不明な点についてはセンターにお問い合わせください。
- やまがた農商工連携ファンド事業に採択された場合、農商工連携アドバイザーの派遣による助言指導が無償で受けられるほか、販売売上の向上拡大に向けた人材育成研修が受けられます。